

☆八戸市介護用品支給事業のご案内☆

1. 支給対象者

八戸市に住所を有する要介護4または要介護5の人在宅で介護している家族（主介護者）に支給します。

ただし、介護している人も介護を受けている人も、市民税非課税世帯の場合に限ります。

※介護を受けている人1人に対し、支給対象者は1人とします。

2. 支給介護用品

取扱い品目一覧表に記載してある品目の中から1つお選びください。

支給品目を変更する場合は、支給される月の前月末までに高齢福祉課へ届け出てください。

※当月分の変更、および既に支給されたものの交換はできません。

3. 支給開始時期

申請及び支給決定があった月の翌月（ただし、申請及び支給決定が各月の1日であった場合は当月）からとなります。

4. 支給方法

各偶数月の中旬～下旬ごろに、当月分と翌月分の2か月分を支給対象者に直接お届けします。

※初回支給に限り、奇数月の中旬～下旬ごろに当月分のみをお届けする場合があります。

【これから申請する方へ】

申請するときは、下記の書類を高齢福祉課にご提出ください。

- (1) 八戸市介護用品支給申請書
- (2) 介護を受けている人の介護保険被保険者証、又はその写し等
(介護を受けている人の氏名・生年月日・介護度・認定年月日
・有効期間が確認できるもの)

【すでに支給を受けている方へ】

介護している人、介護を受けている人について、申請書記入内容に変更があった場合、高齢福祉課へ届出が必要になることがございます。

必ず裏面の「届出が必要なとき」をご確認ください。

1. 変更の届出が必要なとき⇒「**八戸市介護用品支給変更届**」を提出

① 介護用品(おむつ)の種類を変更したいとき。

⇒届出した月の翌月以降の配達分から変更になります。
(商品の廃番等により、変更届を提出していただく場合もございます。)

② 八戸市内で住所変更(転居)をしたとき。

⇒介護している人、介護を受けている人のほか、同世帯の人の転居でも届出が必要です。(住所変更により市民税非課税世帯でなくなった場合は、「八戸市介護用品支給資格喪失届」の提出が必要になります。)

③ 介護している人が、何らかの理由で介護ができなくなり、他の家族が引き続き在宅での介護を継続する場合

⇒介護している人を変更する届出が必要になります。

2. 資格喪失の届出が必要なとき⇒「**八戸市介護用品支給資格喪失届**」を提出

① 八戸市外へ住所変更(転出)したとき。

⇒介護している人、介護を受けている人、どちらの場合でも届出が必要です。

② 市民税非課税世帯でなくなったとき。

⇒介護している人の世帯、介護を受けている人の世帯、どちらの場合でも届出が必要です。

③ 介護を受けている人が、施設入所・入院・ショートステイの多用等により、在宅で介護を受けている状態でなくなったとき。

⇒在宅で介護する必要がなくなった場合、下記までお問い合わせください。

④ 介護を受けている人の要介護状態区分等が、要介護4または要介護5以外となったとき。

⑤ 介護を受けている人が死亡したとき。

※以上の届出が遅れ、不当に支給を受けていた場合は、返品していただくこともございますので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。